

(表2)

: 既に措置済であることが判明したもの

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
1	<p>(1) 新事業等の創出とその円滑化を図るための規制改革</p> <p>情報関連ビジネス</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線（非接触）による自動認識システム（Radio Frequency Identification : RFID）について、同一構内において複数の無線設備を設置する場合の手続の簡素化 	<p>同一構内において、用途及び周波数の区分・方式が同一の複数の無線設備の運用を行うため、構内無線局の申請を行う場合、現状でも1つの無線局として申請が可能。</p>	総務省	
2	<ul style="list-style-type: none"> 情報システムに関する政府調達制度の改善 	<p>総合評価落札方式における加算方式の導入については、「情報システムに係る政府調達各府省連絡会議」における検討を踏まえ、本年8月1日以降に入札公告又は入札公示を行うに調達案件等について加算方式を適用することができるよう措置したところ。</p>	総務省、経済産業省、財務省	
3	<p>リサイクル関連ビジネス</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源循環促進の観点からの廃棄物の範囲等の見直し、ならびに<u>再生利用認定制度の対象範囲の拡大</u> 	<p>再生利用認定制度の対象となり得るための要件、審査項目・基準等については、既に廃棄物処理法及び廃棄物処理法施行規則等で再生利用に係る特例の対象となる廃棄物、再生利用の内容の基準、再生利用を行い、又は行うとする者の基準、再生利用の用に供する施設の基準等が具体的に規定されている。</p>	環境省	

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域処理・資源循環促進の観点からの廃棄物処理業等の許可制度等の見直し 	<p>従来から、廃棄物の処分業については、廃棄物処理法上、一般廃棄物の場合は事業を行う区域の市町村長、産業廃棄物の場合は事業を行う区域の都道府県知事の許可を受ければ、全国どこの区域で排出された廃棄物についても処分を行うことができるため、広域的に事業を実施することは可能である。</p> <p>また、廃棄物処理業に対する規制については、現行でも既に一般廃棄物、産業廃棄物ともに広域再生利用指定制度等の特例制度が設けられており、製品の製造事業者等が、販売地点までの運搬システムを活用して、廃棄物となった製品を再生利用するため広域的に回収する場合等において、環境大臣の指定を受けることにより廃棄物収集運搬業の許可を不要とする特例が設けられている。</p>	環境省	
5	<p>会社設立、資金・人材確保関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資本市場における円滑な資金調達環境の整備（社債、CPの発行・流通規制の緩和） 	<p>平成14年改正商法により創設された委員会等設置会社においては、取締役会は社債募集の決定を執行役に委任することができる（商法特例法第21条の7第3項）</p> <p>発行の即決性が要求される短期社債の発行については、特定の実務に委任することができる旨の規定が整備されている（社債等振替法第83条第1項）</p>	法務省	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式の募集に対するグリーンシューオプションの解禁 	<p>取締役会が、払込日の異なる複数の新株発行決議を同一日に決議し、同一の法定公告に記載することは、商法上は可能。</p>	法務省	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強制転換条項付新株予約権付社債の解禁 	<p>強制転換条項付新株予約権付社債を発行することは商法上許されない。当事者間の特約で新株予約権の行使を義務付けることは可能。ただし、その特約は、第三取得者に対抗できない。</p>	法務省	

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
8	<ul style="list-style-type: none"> ・レストリクティッド・ストック・プランの導入 	<p>(金融庁)</p> <p>上場会社がレストリクティッド・ストック・プラン目的で譲渡制限を課した種類株式を発行したとしても、既に上場されている当該上場会社の種類株式以外の株式が上場廃止基準に該当するわけではない。</p>	金融庁、財務省、財務省、厚生労働省	
9		<p>(厚生労働省)</p> <p>労働の対価として株式を支給することについては、労働基準法第24条第1項ただし書の規定により、労働協約に別段の定めがある場合には通貨以外のものによる賃金の支払を認めているところであり、現行法のもとで対応可能。</p>		
10	<p>(2) 公的関与の強い分野(「官製市場」)での事業を活性化するための規制改革</p> <p>公共調達関連市場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 事業の特性を踏まえた事業者選定手続の法制化 	<p>(財務省)</p> <p>国の P F I 事業については、現行の会計法令のもと、P F I 事業の特質を勘案した手続により、既に入札、契約手続が円滑に開始されている。国の P F I 事業の調達手続きについての要望のうち多段階選抜については、W T O 政府調達協定の範囲内で、現行の会計法令により対処可能。</p> <p>なお、P F I 事業の入札を総合評価方式によることについては、包括協議を整え、個別の協議は不要とした。優先交渉権者を選定しこれと契約交渉を行うことについては、事業者の選定は公正、透明な手続により行うべきであること、また、対等な契約交渉が行えるのかという観点から措置することは困難。</p> <p>なお、入札公告前の手続により民間意見を十分に取り入れることは可能。</p>	総務省、財務省	

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
11		<p>(総務省)</p> <p>地方公共団体の入札制度は国の会計法等と同様の制度になっていることから、国と同様に、地方公共団体のPFI事業に係る調達については、現行制度で認められている総合評価一般競争入札や公募型プロポーザル方式(随意契約)により要望内容と同様のことを柔軟に対応することが可能である。</p>		
12	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事に係わる一般競争入札の準備期間の確保 	<p>(財務省)</p> <p>公共工事等に係る入札公告期間については、工期等を勘案し可能な限り長期化を図っているところである。今後の入札においても、事業者の準備期間を十分確保できるよう引き続き努めることとする。</p>	一般競争入札を行う各省各庁	
13		<p>(農林水産省)</p> <p>農林水産省においては、平成7年度から発注予定情報を公表しているところであり、この公表は入札準備に対して十分参考になっているものと思料する。政府調達協定等に基づく国の特定調達契約の場合は、ご承知のとおり入札期日の40日前の官報による公告が義務付けられており、農林水産省としてもこれを満足するよう、最大限の努力にて対応しているところである。</p>		
14		<p>(国土交通省)</p> <p>一般競争入札については政府調達協定等によれば、40日以上前に入札公告を行うことになっているが、国土交通省直轄工事においては、入札公告から入札期日までの期間を少なくとも50日程度確保している。</p> <p>また、個別工事ごとに内容を勘案して、入札参加者の積算、技術資料の作成等に要する時間を考慮して十分な期間を確保しているところである。</p>		

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
15	(3) ビジネス・生活インフラ整備のための規制改革 物流効率化等高コスト構造の是正 ・通関体制の整備（税関の執務時間の拡大、執務時間外手数料の廃止等）	（予備審査制の二重手続） 予備審査制を利用して、あらかじめ税関の審査を受ける場合、手続上、予備申告の際に申告者側が本申告の自動起動を選択すれば、貨物搬入時に自動的に本申告が行なわれ、改めて入力作業を要しない仕組みとなっており、事実上1回の申告で手続は終了する。	財務省	
16	物流効率化等高コスト構造の是正 ・原木 TACT (Tokyo Air Cargo Terminal) の保税蔵置場における取扱貨物の拡大	原木TACTの保税蔵置場における取扱貨物の範囲については、原木TACTの希望に基づき、本年6月24日から海上貨物にも拡大された。 なお、Sea-NACCSの導入については、同日に原木TACT及び当該保税蔵置場を管轄する東京税関東京航空貨物出張所にそれぞれ導入された。	財務省	
17	土地利用の高度化・効率化 ・市街化調整区域における沿道サービス型コンビニエンスストアの出店	開発許可制度運用指針において、市街化調整区域に立地を許可する基準である都市計画法第34条等に関し地域の実情等に応じた運用を図るよう地方公共団体に周知したところ。	国土交通省、地方自治体	
18	各種行政諸手続きの簡素・合理化 ・税務関連書類全般の電子化及び承認基準の明確化	国税関係帳簿書類の電子データによる保存の承認基準については、電子帳簿保存法、同規則及びその解釈通達により明らかになっている。	財務省（国税庁）	

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
19	<ul style="list-style-type: none"> IRU（破棄し得ない使用权）方式による芯線貸しに関する道路占用規制の緩和 	<p>「IRU方式により芯線の一部を使用する事業者は、占用の許可の申請および占用料の支払いを要しない旨の通達を引き続き各道路管理者に徹底する。」については、地方自治体における道路占用許可に関する事務は、自治事務である関係上、国土交通省において直接の指導を行うことは困難であるが、当該通達の取扱いについて引き続き周知要請を行っているところ。（平成14年6月19日道路局路政課道路利用調整室長通知等）</p>	国土交通省	
20	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理業・処理施設の設置ならびに変更等に係る許可の見直し 	<p>複数の工場を有し、当該工場で産業廃棄物処理施設を設置し、自社の廃棄物を処理するようなケースでは、産業廃棄物処理業の許可申請又は産業廃棄物処理施設の設置許可申請等に当たり、いったん所要の添付書類を提出の上受けた許可証を新たに申請を行う申請書に添付した場合には、住民票及び登記事項証明書の添付を省略することができる旨の手續の合理化が図られており、一定の規制改革は実施済み。</p>	環境省	
21	<ul style="list-style-type: none"> 放射性輸送物安全確認に関する規制の一元化 	<p>（国土交通省）</p> <p>海上輸送時の放射性輸送物の安全確認は原則国土交通大臣となっているが、危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の9第7項により文部科学大臣、経済産業大臣等が行った確認は国土交通大臣が行ったものとみなしている。このため、文部科学大臣、経済産業大臣等の確認を受けた場合は、海上及び公道の両輸送モードに使用される場合において国土交通省の承認（設計、容器）は不要である。</p> <p>なお申請者については代理申請を認めている。</p>	資源エネルギー庁原子力安全保安院、国土交通省	

NO.	事 項 名	対 応 予 定 措 置 内 容	所管省庁名	「中間とりまとめ」における記述
22	<ul style="list-style-type: none"> ・ たばこ小売販売業における許可基準の明確化 	<p>1. 地域区分、環境区分(繁華街、市街地及び住宅地)については、財務省告示に定められており、財務局又は最寄りの日本たばこ産業株式会社(ＪＴ)に備えてあるパンフレットにも示されている。</p> <p>具体的な環境区分の認定は、申請地付近の実情に即して行っている。</p> <p>2. たばこ小売販売業の許可は、一部の例外を除いて先願主義を採っており、実地調査は原則として各地域・方面ごとに申請の内容を勘案して行っている。</p> <p>現地調査の際には予め、申請者に対して調査日の目安を連絡するとともに、申請後1か月以内に現地調査ができない場合には申請者に現状を説明することとしている。</p>	財務省	